

令和3年6月16日

患者様
ご利用者様
ご家族様
関係者様

独立行政法人
地域医療機能推進機構
群馬中央病院
院長 内藤 浩

食中毒発生に関するお詫びとお知らせ

この度、病院の給食が原因で食中毒が発生したことにより、患者様及びご利用者様、ご家族及び関係者の皆様方に多大なる苦痛とご迷惑をお掛けいたしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。幸いにも発症されたすべての患者様及びご利用者様の病状はすでに改善しており、新たな患者様の発症がないことから事態は収束したものと考えております。今回の事態を重く受け止めて再発防止に取り組んで参ります。今回の経過について改めて下記の通りお知らせいたします。

記

1. 食中毒の内容

令和3年6月3日9時、感染担当看護師より「6月2日17時以降で複数の病棟で患者様及び利用者様と職員に下痢・嘔吐が発症している」との報告を受けました。

食中毒の恐れがあるため、前橋保健所に電話で状況報告を行いました。同日、前橋保健所職員の調査を受け、3日の昼食以降、給食業務を自粛いたしました。

令和3年6月3日から4日にかけて、症状のある院内の患者様及び利用者様、職員の検査を行いました。

令和3年6月5日、前橋保健所の調査の結果、患者様及び職員の便からノロウイルスが検出、6月1日（火）に提供した昼食の一部のメニューが原因であることが判明しました。

保健所に報告した嘔吐、下痢症状を訴えた人数は累計で患者様・利用者様 36

名、職員6名で、そのうちノロウィルスが検出された方は12名となります。

2. 行政処分の内容

上記の結果を受け、6月5日付で前橋保健所より、当院に対して以下のとおり食品衛生法に基づき給食業務を停止することを命じられました。

所轄保健所：前橋保健所

給食業務停止期間：令和3年6月5日（土曜日）から6月7日（月曜日）

給食業務停止範囲：独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院 給食施設調理業務

処分の理由：食品衛生法第6条3号に違反したため

病原物質：ノロウィルス

対象者数：42名

3. 業務の再開について

6月7日（月）に前橋保健所の監査で、給食業務の改善が認められ業務停止は解除となりました。また、6月10日（木）老健の通所を再開いたしました。

4. 再発防止策について

当院といたしましては、この事態を厳粛に受け止め、前橋保健所の指導の下、再発防止に向けて以下の対策を徹底して参ります。

- ①栄養課職員に対する衛生教育の見直し
- ②栄養課職員の健康に対する管理方法の見直し、就業前管理の徹底
- ③調理業務手順の見直し及び調理設備・厨房内の清掃及び消毒、点検の徹底

今後、より一層患者様、ご利用者様の安全、安心の確保に全職員一丸となって取り組んで参る所存でございます。この度は病院という生命を預かる施設として、信頼を裏切る結果となってしまいましたこと、重ねてお詫び申し上げます。